

報告事項 No. 2

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 専決した事項

(1) 件名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

(2) 内容

令和8年第2回市議会定例会に提出を予定する次の議案（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案）について、異議のない旨の意見を提出した。

議案第92号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

2 専決を行った日

令和8年5月19日

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）

(教育長の専決事項)

第4条 教育長は、第2条第1項各号に掲げる事項のうち、次に掲げるものについて、専決することができる。

(1) 略

(2) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。

(3) ～ (7) 略

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、同項第1号及び第2号に掲げる事由により専決したとき、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を委員会に報告しなければならない。

令和8年5月19日

川崎市長様

教育長

令和8年第2回市議会定例会提出予定議案に係る教育委員会の意見聴取について（回答）

令和8年1月16日付け7川総庶第1188号にて依頼のありました標記の件につきまして、令和8年第2回市議会定例会に提出を予定する次の議案（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案）について、異議はございません。

議案第92号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

（教育委員会事務局総務部庶務課担当）

電話200-3266

内線50121

7川総庶第1188号
令和8年1月16日

川崎市教育委員会教育長 様

川 崎 市 長

令和8年市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年に開催される市議会定例会及び臨時会に提出を予定する各議案について、教育に関する事務の部分における貴委員会の意見を求めます。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

（総務企画局総務部庶務課担当）

電話200 - 2046

内線21311